

機能安全による機械等に係わる安全確保（告示第 353 号）

厚生労働省は、労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、機能安全による安全確保のための必要な基準等について技術上の指針を制定した。

機能安全による機械等に係わる安全確保に関する技術上の指針

（平成 28 年厚生労働省告示第 353 号）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140176.html>

これは危険性又は有害性などの調査等に関する労働安全衛生法第 28 条の 2(平成 18 年 4 月 1 日施行)を受けた平成 19 年基発第 0731001 号厚生労働省労働基準局長通達の包括指針と相まって、従来の機械式の安全装置等に加え、新たに制御の機能を付加する事により機械等の安全を確保する為に必要な基準などについて規定したものである。

基本的に、ISO 13849 のパフォーマンスレベルに関する内容が引用されている。

これに先立ち、厚生労働省は平成 28 年 3 月 30 日に機能安全を用いた機械等の取扱規則のあり方に関する検討会報告書(Web で検索可能)を公表し、本告示の成立に至る検討事項を報告している。

機能安全を実施するには、危険源の特定・リスク見積・リスク低減・リスクアセスメントの記録作成等が求められ、これにより機械安全の実施が自ら要求される。

告示は法律であり、通達よりも拘束力が強いものの、上述リスクアセスメントの実施に関する労働安全衛生法の条項自体罰則規定を含んでいない為、本告示の取り扱いは不明確である。唯一特定機械であり機械等検定規則により試験対象となっているボイラーについては、この告示の適用が具体的に明示されている。

欧州機械指令に基づく CE マーキング制度並びに認証の仕組みや市場監視体制と比較し、国内での安全法制度は不明確な点が多々残されている。本告示の対象となる機械製造者及び機械使用者に対する実践の手引きは示されていない。ここまでやるのか、どうやるのか等。

Schmersal は、本件につき、説明・解釈をさせて頂く用意があります。

本件、お問合せは SCHMERSAL 日本支社迄。